

### 小田原市立病院からのお知らせ

#### ①総合診療科の開設

小田原市立病院では、4月から総合診療科を開設し、毎週月・木曜日の午前中に、診断が困難な症例や複数疾患の合併でさまざまな角度から診断を要する患者さんの診療を開始しました。

初診の場合は、開業医などからの紹介状が必要です。

#### ②紹介状が必要な診療科

初診または過去3か月以内に受診していない方が、次の診療科で受診する場合は、開業医などからの紹介状が必要です。

- ・内科
- ・耳鼻咽喉科
- ・整形外科
- ・総合診療科
- ・心身医療科（要予約）
- ・心臓血管外科（要予約）

#### ③非紹介患者初診料

紹介状がなくても受診できる科(上記以外の科)で、開業医などからの紹介状がなく、初めて受診する場合は、非紹介患者初診料(1,630円)がかかります。

#### ④夜間外来会計の開始

1月16日から、夜間の外来受診にかかる診療費の外来会計を開始しました。

夜間に受診する場合は、健康保険証と各種医療証を持参し、診療後に会計をしてください。

※②・③は、かかりつけ医を持つことにより、病院と地域の医療機関とが機能分担と相互連携をし、地域全体で患者の方々の病状に応じた医療を提供していくという国の方針によるものです。

照会先 小田原市立病院医事科 ☎0465-34-3175

全国的に血液が大変不足しており、県内でも献血バスの増車や受け付け時間の延長などの対策をしていますが、医療機関からの要請に十分にこたえることができていません。

### あなたの献血が命を救います

**対象** 18歳～64歳  
**共催** 箱根ライオンズクラブ、さがみ信用金庫  
**照会先** さくら館 ☎85-0800

※献血全般については、神奈川県湘南赤十字血液センター 渉外課 ☎046-228-9800



### 歯科訪問車「歯っぴー金太郎号」が巡回します

小田原歯科医師会では、歯科への通院が困難な高齢者や障がい者の方への口腔ケアの推進を図るため、歯科訪問車「歯っぴー金太郎号」で巡回訪問し、口腔ケアの必要性を発信していく準備を進めています。

また、災害発生時にも地域の皆さんのために、活用する予定です。

利用料(有料)などの詳細は、問い合わせてください。



4月26日、あいさつに来庁した小田原歯科医師会の皆さんと山口町長

**訪問先** 介護保険施設、障がい者施設、老人クラブの集会など  
**申込方法** 申込用紙に記入の上、申し込んでください。  
**申込・照会先** 小田原歯科医師会 ☎0465-49-1311

### こんなときには年金の届け出を忘れずに!

次のいずれかに該当する場合は、届け出が必要となりますので、必ず手続きをしてください。

- ◎20歳になったとき(厚生年金、共済組合の加入者を除く)
- ◎20歳未満で厚生年金、共済組合の資格を喪失した場合
- ◎会社を退職したとき(20歳以上60歳未満で厚生年金、共済組合の資格を喪失した場合)

**種別** 1号(国民年金加入) 必要なもの 印鑑、年金手帳(既に持っている場合)  
**届出先** 保険年金課、出張所(既に持っている場合)  
**届出先** 保険年金課、出張所  
**種別** 2号↓1号(国民年金加入)  
**必要なもの** 本人(および配偶者)の年金手帳、健康保険証  
**届出先** 勤務先  
**届出先** 勤務先  
**種別** 3号↓1号  
**必要なもの** 年金手帳、扶養から外れた年月日が分かる書類  
**届出先** 保険年金課、出張所  
**住所、氏名が変わったとき** 住民票の届け出と一緒に手続きができます。  
**届出先** 保険年金課、出張所  
**種別** 1号↓2号  
**必要なもの** 本人(および配偶者)の年金手帳、健康保険証  
**届出先** 勤務先  
**届出先** 勤務先  
**種別** 2号↓1号(国民年金加入)  
**必要なもの** 本人(および配偶者)の年金手帳、退職年月日が記載された証明書  
**届出先** 保険年金課

扶養している配偶者がいる場合は一緒に届け出てください。

扶養している配偶者がいる場合は一緒に届け出てください。

### 6月1日(金)から健康診査が始まります

次のとおり健康診査が始まりますので、受診券および医療保険証を持参し、町内医療機関または集団健診のいずれかで受診してください。

**対象**  
○特定健康診査 国民健康保険加入者で、40歳～74歳の方  
○長寿健康診査 後期高齢者医療保険加入者の方

**期間** 6月1日(金)～平成25年3月30日(土)  
**自己負担金** なし  
**照会先** 保険年金課 ☎85-9564

勤労者の生活の安定と向上に必要な資金融資の円滑化を図るため、生活資金を融資します。

**融資要件**  
・町の住民基本台帳に記載されていること  
・町内に1年以上居住し、同一の事務所に1年以上勤務していること  
・返済能力があり、町税を滞納していないこと

**資金使途**  
・本人または同居親族の冠婚葬祭費、医療費、出産費、教育費  
・居住する家屋の増改築費  
・耐久消費財購入費  
・住宅用太陽光発電システム購入費

**融資限度額** 1人につき100万円以内  
**融資利率** 年2.2%  
**照会先** 中央労働金庫小田原支店 ☎0465-24-3322 または各支店  
観光課 ☎85-7410

### 病院や診療所についての相談は小田原医師会地域医療連携室まで

地域医療連携室では、次の業務を行っていますので、気軽に利用してください。

**業務内容**  
・各医療機関の診療時間・休診日、健診・検査・予防接種の案内  
・一般医療の相談

**受付時間** 月～土曜日の9時～12時、13時～17時(日曜日、祝日および年末年始を除く)  
※13時30分～14時30分の間は医師が直接対応します。

**照会先** 小田原医師会地域医療連携室 ☎0465-47-0833 / Fax0465-49-3766  
= ホームページはこちら = <http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/>

### 活力あるまちづくり支援事業 補助金の申請を受け付けます!

町自治基本条例に基づき、町民の皆さんとの協働のまちづくりを推進するため、また、地域に活力を与え、魅力あふれるまちづくりを支援するため、団体や組織の設立に対し、補助金を交付します。

**対象団体** 自主的、主体的な地域社会活動を行うおとする、おおむね5人以上による町内の団体、組織(政治、信仰、思想を同じくする人たちの団体、組織や営利を目的とする団体、組織などを除く)

**補助期間** 団体、組織の設立年度(設立年度に補助金交付を受けた団体または組織に限り、2年目も継続申請可)  
**申請方法** 申請書に必要な事項を記入し、持参してください。  
申請書および実施要綱は、企画課にあります。また、町ホームページからも入手できます。  
**選考方法** 書類審査や現地調査などを行い、補助団体と補助額を決定します。

**受付期間** 6月1日(金)～29日(金)  
**申込・照会先** 企画課 ☎85-9560

### 勤労者生活 資金融資制度

勤労者の生活の安定と向上に必要な資金融資の円滑化を図るため、生活資金を融資します。

**融資要件**  
・町の住民基本台帳に記載されていること  
・町内に1年以上居住し、同一の事務所に1年以上勤務していること  
・返済能力があり、町税を滞納していないこと

**資金使途**  
・本人または同居親族の冠婚葬祭費、医療費、出産費、教育費  
・居住する家屋の増改築費  
・耐久消費財購入費  
・住宅用太陽光発電システム購入費

**融資限度額** 1人につき100万円以内  
**融資利率** 年2.2%  
**照会先** 中央労働金庫小田原支店 ☎0465-24-3322 または各支店  
観光課 ☎85-7410

### 労災保険の申告期間が始まります

労災保険および雇用保険の確定・概算申告と、保険料などの納付期間は6月1日(金)～7月10日(火)です。

なお、労災保険と併せて、石綿健康被害救済のための一般拠出金も、申告および納付の対象となります。

**照会先** 神奈川県労働局労働保険徴収課適用第1～3係 ☎045-650-2803

### 新米ママ・パパ 出産育児教室

**日時** 6月27日(水) 13時30分～16時  
**場所** さくら館  
**内容** 赤ちゃんの沐浴(実習)、赤ちゃんの母乳の食事  
**対象** これから母や父になる方  
**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具  
**申込方法** 事前に電話で申し込んでください。  
**申込・照会先** 子育て支援課 ☎85-9595